

障害者差別解消法って?

この法律は、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めることで、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。

(注)正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」です。

不当な差別的取扱いの禁止

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。これを「不当な差別的取扱いの禁止」といいます。



保護者や介助者が一緒にいないとお店に入れない。



気をつけ
ないよね



合理的配慮の提供

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者に対して障害のある人から「困っている」との意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することを求めています。これを「合理的配慮の提供」といいます。



意思を伝えるために
絵や写真、
タブレット端末
などを使う。



段差がある場合に、
スロープなどを
使って補助する。

あいサポート運動

あいサポート運動とは、皆さんに障害の内容・特性や、障害のある人が困っていること、障害のある人への必要な配慮などを理解していただき、障害のある人への配慮やちょっとした手助けを行っていただく運動です。

障害を理解してください

- 障害はいつでも誰にでも生じ得るものなのです。
- 障害は多種多様で同じ障害でも一律ではありません。
- 外見で分かるものだけでなく、外見では分からない障害のため、理解されず苦しんでいる方もおられます。
- 周囲の理解や配慮があれば、活躍できることがたくさんあります。

こんな配慮をお願いします

- 障害のある人に対して冷たい視線を送ったり、見て見ないふりをするのは避けてください。
- 困っているような場面を見かけたら「何かお困りですか」と一声かけて、自分でできるサポートをしましょう。
- 「障害があるから」と決め付けしないで、それぞれの個性や能力が活かせることを一緒に考えてみましょう。
- 介助者がいても本人に話しかけましょう。
- 自分のイメージですべての障害のある人を見ないでください。その人の全体像を見て接しましょう。

あいサポーター募集

あいサポーターになるためには

以下のあいサポート運動の説明などを受ければ、どなたでもなれます。

- 各職場や地域・団体などが開催する「あいサポーター研修」を受ける。
 - 各種講演会・イベントなどで、あいサポート運動に関する説明を受ける。
- ※詳しくは、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

あいサポーターになると

パンフレット「障害を知り、共に生きる」と「あいサポートバッジ」を受け取り、以下の4つのことを実践していただきます。

- まず、障害について理解すること
- ちょっとした手助けや配慮をすること
- あいサポートバッジをつけて声を掛けやすくなること
- 「あいサポート運動」の精神を広めていくこと

シンボルマークについて

障害のある人を支える「心」を2つのハートを重ねることで表現しました。後ろの白いハートは障害のある人を支える様子を表すとともに、「supporter(サポーター)」の「S」を表現しています。ベースとしている「橙色(だいだいいろ)」は、鳥取県出身で日本の障害福祉に尽力された糸賀一雄(いとがかずお)氏の残した「この子らを世の光に」という言葉の「光」や、「暖かさ」をイメージしています。また、「だいだい(代々)」にちなみ、あいサポーターが広がって、共生社会の実現が達成される期待も込められています。



お申込み・問い合わせ

山口県健康福祉部 障害者支援課

TEL: 083-933-2765 FAX: 083-933-2779
〒753-8501 山口市滝町1-1